

令和6年度監査計画（年間監査計画）

宗像市監査委員

宗像市監査基準第13条の規定に基づき、監査等の実施予定を以下のとおり定める。

1 重点監査項目

- (1) 事業において、法令、要領及びマニュアル等の定めに沿った運用が行われているか。
- (2) 契約において、不適切な履行や書類等の不備はないか。
- (3) 契約において、随意契約の場合、その理由は適切か。
- (4) 委託や補助金の実績報告書において、履行の内容を適正に確認しているか。
- (5) 設計や見積りにおいて、数量や内容を適切に確認しているか。
- (6) 支出において、不適切な立替払はないか。

2 監査等の種類及び対象等

(1) 例月現金出納検査

対象は、会計管理者等の現金出納事務。毎月25日又は26日に、前月分の現金出納事務が正確に行われているかを検査。

(2) 定期監査

次表のとおり、月毎に対象課及び対象期間を指定して実施。

実施月	対象課等	対象期間
4月	環境課	令和5年度4月から1月まで
5月	建築課	令和5年度4月から2月まで
6月	施設整備課	令和5年度4月から3月まで
7月		
8月	学校監査（吉武小学校、赤間小学校 日の里中学校、自由ヶ丘小学校）	令和5年度4月から3月まで
9月	学校管理課 国保医療課（大島診療所）	令和5年度4月から3月まで
10月	コミュニティ協働推進課 介護保険課	令和5年度4月から3月まで
11月	工事監査（対象工事は未定）＊	令和6年度中
12月	税務課 子ども育成課	令和6年度4月から9月まで
1月	下水道課	令和6年度4月から10月まで
2月	文化スポーツ課 子ども支援課	令和6年度4月から11月まで
3月	世界遺産課	令和6年度4月から12月まで

＊工事監査の対象は、工事の進捗状況により選定するため、実施月を変更する場合がある。

(3) 財政援助団体等に対する監査

財政援助団体等（公の施設の管理を行わせている団体を含む）及び所管部局の事務に対する監査を11月に実施する。対象期間は令和5年度とする。対象団体等は8月に決定する。

(4) 決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び公営企業の資金不足比率審査

令和5年度の「一般会計及び特別会計決算審査」「企業会計決算審査」「基金の運用状況審査並びに健全化法に基づく指標等の審査」を、6月から8月にかけて実施する。

4 監査等の実施場所

実施場所は、①監査委員事務局、②小学校等、③財政援助団体等の所在地、④工事監査の対象工事の現地などで、監査等実施通知書で指定する。

5 その他

当計画で実施を予定する監査等のほか、法令に基づく監査等を実施する場合がある。

また、監査実施上の都合により、実施月、対象課及び対象期間等を変更することがある。